

「内管工事費」の誤った請求について

平成23年12月3日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、平成19年8月1日以降にお客さまから申し込みを受けた内管工事の一部について、内管工事費を誤って算定し、請求していたことが判明したため、過大にお支払いいただいた工事費を返金することといたしました。

弊社では、内管工事費を算定するシステム（以下、「内管工事システム」）を用いて、お客さまに工事費を請求し、お支払いいただいております。このたびの件は、平成19年8月1日に実施した内管工事費の単価改定において、適用を取り止めた見積単価を内管工事システムから削除すべきところ、手続上の誤りにより削除せず、この単価を用いた一部の見積書において、誤った内管工事費を算定し、請求したものです。

弊社では、内管工事費を誤って請求したお客さまが特定されたことから、速やかに正しい内管工事費の計算を行い、返金の対象となるお客さまについては、個別にご連絡し、返金の手続きをとらせていただきます。

弊社といたしましては、このたびの事態の発生を重く受け止めており、お客さまに大変なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらぬよう検証機能の強化等再発防止に取り組んでまいります。

以上

<問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当 渋谷
TEL : 025-245-2214

<資料>

1. 「内管工事費」を誤って請求した期間・工事件数

(1) 誤った請求を行っていた期間

・平成19年8月1日から平成23年12月2日

(2) 誤った請求を行っていた工事件数：298件

2. 誤って請求した事象の内容

(1) 内管工事費の算定方法

・弊社は一般ガス供給約款※に定める方法により内管工事費の見積単価を算定しており、この見積単価を内管工事システムに登録し、システムを用いて工事費を算定しております。

※ガスをご利用いただく際の条件等について、ガス事業法に基づき弊社が定め、経済産業大臣の認可を受けたもの

(2) 判明した経緯

- ・平成23年12月2日、お客さまから、弊社が通知した内管工事費の見積書において、「内管工事費見積単価表」に記載のない単価が使用されているとの指摘がありました。
- ・この指摘を受けて、弊社で内容を確認したところ、過去に適用されていた見積単価が誤って用いられていたことが判明いたしました。

(3) 誤った請求に至った原因

- ・弊社では、材料費や労務費等の変動を勘案して内管工事費の見積単価を改定しており、平成19年8月1日に見積単価の改定を実施いたしました。
- ・その際、この改定により適用を取り止めた見積単価については、内管工事システムの登録から削除すべきところ、手続上の誤りにより削除されませんでした。このため、適用を取り止めた見積単価を使用して内管工事費を誤って算定し、請求したものです。

3. お客さまへの対応

- ・内管工事費を誤って請求したお客さまが特定されていることから、速やかに正しい見積単価を用いて内管工事費の算定を行います。その結果、返金の対象となるお客さまについては、個別にご連絡をし、過大請求分の工事費を返金させていただきます。

以上